「権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見 (意見募集稿)」 に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
— .	「「再流通途絶」の原則を堅持し、台帳制	「不法に付着した偽造商標を除去するだ
全体的要	度を整備し、全プロセスの監督を強化し、権	けでは、当該商品の商業ルートへの投入は
求	利侵害・模倣品の市場への再流入を防止する	 許可されない。」との規定によると、「偽造商
	ために、不法に付着した偽造商標を除去する	標」以外の権利侵害については「当該商品の
	だけでは、当該商品の商業ルートへの投入は	商業ルートへの投入は許可されない」の規
	許可されない。」と規定されるうち、「 <mark>不法に</mark>	定対象外のようにも解釈できます。
	付着した偽造商標を除去するだけでは」につ	「権利侵害」のある状態の商品について商
	いて「権利侵害のある状態又は不法に付着し	業ルートへの投入が許可されないように、
	た偽造商標を除去しただけの状態では」と修	「不法に付着した偽造商標を除去するだけ
	正いただくことを要望いたします。	では」を「権利侵害のある状態又は不法に付
		着した偽造商標を除去しただけの状態で
		は」と修正いただくべきと考えます。
— .	「特別な場合を除き、主管部門はいかなる	「模倣品又は海賊品」としか規定されない
全体的要	状況においても <mark>模倣品又は海賊品</mark> について	ため、主管部門は「権利侵害品」について「輸
求	輸出入又はその他の税関手続の処理を許可	出入又はその他の税関手続の処理を許可す
	する裁量権を持たない。」と規定されるうち、	る裁量権を持たない。」という規定から外れ
	「模倣品又は海賊品」について「権利侵害品・	ているように解釈できます。
	模倣品」と修正いただくことを要望いたしま	「模倣品又は海賊品」と「権利侵害品」の
	す。	境界は曖昧であり、両者を明確に区別する
		ことが困難な場合もあるので、分けて考え
		るべきではありません。さらに、両者を明確
		に区別できるとしても、「模倣品又は海賊
		品」ではない「権利侵害品」について「輸出
		入又はその他の税関手続の処理を許可する
		裁量権を持たない。」という規定から外れる
		解釈の余地を残すことは、本意見の起草の
		趣旨から考えると適切ではないと考えま
		す。
		よって、「模倣品又は海賊品」ではなく「権
		利侵害品・模倣品」と修正いただくべきと考
		えます。

二. (一) 廃棄範囲

「法により没収された権利侵害品・模倣品、及び主に模倣品又は海賊品の生産や製造に使用される原料、ツール、標識・表示、証書、パッケージ等を廃棄しなければならない。」と記載されるうち、「、及び主に模倣品又は海賊品」について、「、及び権利侵害品・模倣品」と修正いただくことを要望いたします。

「権利侵害品・模倣品」を対象としながら、 さらに「及び主に模倣品又は海賊品」と規定 することにより、「模倣品又は海賊品」に対 象を絞ったと解釈することが可能です。

「模倣品又は海賊品」と「権利侵害品」の 境界は曖昧であり、両者を明確に区別する ことが困難な場合もあので、分けて考える べきではありません。さらに、両者を明確に 区別できるとしても、「模倣品又は海賊品」 ではない「権利侵害品」については廃棄の対 象外とする、という解釈の余地を残すこと は、本意見の起草の趣旨から考えると適切 ではないと考えます。

よって、「、及び主に模倣品又は海賊品」 については削除すべきと考えます。

二. (一) 廃棄範囲

「法により没収された権利侵害品・模倣品、及び主に模倣品又は海賊品の生産や製造に使用される原料、ツール、標識・表示、証書、パッケージ等を廃棄しなければならない。」及び「登録商標の標識又は権利侵害複製品を製造するために用いる資材やツール、並びに法により廃棄すべきその他の権利侵害品・模倣品を含むが、これらに限定されない。」と規定されるうち、「ツール」とありますが、どちらの「ツール」についても「工具、金型、ソフトウェア、データ等のツール」と修正いただくことを要望いたします。

「ツール」については様々な対象物がある ことから内容物を明確に例示すべきだと考 えます。

特に、権利侵害品等を製造するために用いられた、プログラム等のソフトウェアやデータについても廃棄対象であることを明確にすべきです。

よって、「ツール」については「工具、金型、ソフトウェア、データ等のツール」と例示を追加した規定に修正することを要望いたします。

二. (二) 廃棄期限

「(前略) 知的財産権侵害の刑事事件において、人民法院が有罪の判決を言い渡した場合、人民法院は、これを廃棄するか否かについての決定をする。」

を

「知的財産権侵害の刑事事件において、人 民法院が有罪の判決を言い渡した場合、登録 商標を盗用した偽造商品に属する場合、特別 な情況を除き、廃棄処分を命じる。」に修正。 商標法 63 条は「人民法院は商標紛争事件を 処理する際、権利者の請求に基づき、登録商 標を盗用した偽造商品に属する場合、特別 な情況を除き、廃棄処分を命じる。」と定め ており、人民法院が有罪の場合に廃棄する か否かの決定権限を定めていないものと思 われる。偽造商品である場合には商標法 63 条通り、特別な状況を除き廃棄処分を命じ て頂きたい。

二. (二) 廃棄期限

「この場合、判決発効後の6ヶ月以内に、 関係機関は係争模倣品及び主に権利侵害貨

「ツール」については様々な対象物があることから内容物を明確に例示すべきだと

物を製造するための資材やツールを廃棄し│考えます。 なければならない。」と規定されるうち、「ツ ール」について「工具、金型、ソフトウェア、 データ等のツール」と修正いただくことを要│データについても廃棄対象であることを明 望いたします。

特に、権利侵害品等を製造するために用 いられた、プログラム等のソフトウェアや 確にすべきです。

よって、「ツール」については「工具、金 型、ソフトウェア、データ等のツール」と例 示を追加した規定に修正することを要望い たします。

(以上)